

2020年1月10日

## **SAAJ** NEWS RELEASE

### 「収益認識に関する会計基準(案)」等について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会(会長：新芝 宏之 岡三証券グループ 代表取締役社長)は、2019年10月30日に公表された企業会計基準公開草案第66号「収益認識に関する会計基準(案)」等に対して、1月10日に意見書を提出しました。

#### 【意見書のポイント】

- ✓ IFRS 第15号と同様に、「顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性について、財務諸表利用者が理解するために十分な情報を開示する」という包括的な開示目的を定める提案に同意する。この様な利用者目線に立って、新たな会計基準案が提案されたことを非常に高く評価している。
- ✓ 顧客との契約から生じる収益を、企業の実態に応じて、適切な科目をもって損益計算書に表示し、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を、企業の実態に応じて、適切な科目をもって貸借対照表に表示するという提案に同意する。
- ✓ 財務諸表の利用者はセグメント単位で収益を分析するのが一般的であり、[開示例 1] 収益の分解情報で示された様な、セグメント別の売上高と収益の分解情報を関係付けた注記は有用性が極めて高く、大歓迎である。
- ✓ 開示内容の見劣りする企業に対して、財務諸表の利用者が積極的に改善を求めれば、利用者と企業の建設的な対話が促進され、『公開草案』の実務への定着と開示内容の充実につながると期待している。当初は開示の内容や品質に大きなバラつきがあっても、財務諸表の利用者と企業が対話を重ねる過程で、事業内容の類似した企業群で比較可能性のあるデファクト・スタンダードの開示例が確立されることも必要であろう。
- ✓ 重要な連結子会社がほとんどなく、収益の連単倍率が1に近い企業を除けば、収益の分解情報の内容は、連結財務諸表と個別財務諸表で大きく異なるのが普通である。従って、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記を定めた第80-25項の容認規定を適用できる企業は極めて少数にならざるをえないことを再確認したい。

【添付資料】「収益認識に関する会計基準(案)」等について

本件に関するお問い合わせは下記まで

**SAAJ** 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：職業倫理教育企画部長 かいます 貝増 眞